

# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年3月

山形県

# 目 次

- 1 趣旨
- 2 担い手が利用する農用地の面積の目標
- 3 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
- 4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
- 5 農地中間管理事業の実施方法
- 6 農地中間管理事業に関する啓発普及
- 7 関係機関、団体等との連携及び協力

## 1 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）」第 3 条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定める。

## 2 担い手が利用する農用地の面積の目標

国全体の集積目標「担い手に全農地の 8 割を集積」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を次のとおりとする。

	現在（平成 24 年度）	概ね 10 年後（平成 35 年度）
耕地面積（①）	122,500 ha	122,500 ha
うち担い手が利用する面積（②）	62,312 ha	110,000 ha
②／①	51%	90%

※ 1 耕地面積は、毎年、農林水産省が実施している「耕地面積調査」による。

目標年次の耕地面積は、現在の面積が維持されるものと想定。

※ 2 「担い手」は、認定農業者、集落営農、認定就農者等。

## 3 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

担い手が利用する農用地の分散錯圃の状況を踏まえ、農用地の連たん化・団地化を推進する。

## 4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- （1）農地中間管理機構（以下「機構」という。）を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- （2）「人・農地プラン」の策定、見直しを積極的に進めるとともに、本プランを基本として、担い手への農地の集積・集約化を効率的かつ効果的に推進する。
- （3）認定農業者、認定新規就農者の拡大、集落営農の組織化・法人化、新規参入の促進など、担い手の育成の取組みを併せて推進する。
- （4）地域内の担い手への集積、集約化を基本としつつ、必要に応じ広域的な調整を行い、受け手の確保を図る。

## 5 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構は、全ての市町村に農用地利用配分計画の案の作成を求めるものとする。
- (2) 地域農業再生協議会に委託することを基本に、地域の実情や得意とする業務に応じて、市町村（農業委員会を含む）、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に、その同意を得て機構の業務の一部を委託して実施する。

## 6 農地中間管理事業に関する啓発普及

人・農地プランの作成・見直しのプロセスや地域説明会の開催、インターネット等を通じ、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について周知徹底を図る。

## 7 関係機関、団体等との連携及び協力

県、市町村（農業委員会を含む）、機構、山形県農業会議、農業協同組合、山形県農業協同組合中央会、土地改良区、山形県土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫、その他農業関係団体の連携・協力のもと、事業の推進を図る。